



# 三重県公報

令和6年6月11日 (火)

第 522 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
429	漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	(水産振興課)	2
430	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
431	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	3
432	同件	( 同 )	3
433	同件	( 同 )	3
<b>監 査 委 員 告 示</b>			
1	包括外部監査人の監査の事務の補助	( 監 査 委 員 )	4
<b>公 告</b>			
	公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	4
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	5
	令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に係る試験場所の変更	( 同 )	5
<b>正 誤</b>			
	令和2年3月31日付け三重県公報号外	(農産物安全・流通課)	5

**告 示**

**三重県告示第 429 号**

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、次の加入区について保険に付すべき義務が消滅しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 6 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

付保義務発生日	義務加入区	付保義務消滅年月日
令和 2 年 6 月 9 日	長島町楠	令和 6 年 6 月 8 日

**三重県告示第 430 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 6 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニトリ名張店・ホームセンターコーナン名張店  
名張市蔵持町原出 508 番 1 ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

- (変更前) ニトリ名張店・ジュンテンドー名張店
- (変更後) ニトリ名張店・ホームセンターコーナン名張店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町 2179 番地 1	飯塚 正
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	似鳥 昭雄

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1	疋田 直太郎
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	似鳥 昭雄

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町 2179 番地 1	飯塚 正
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	似鳥 昭雄

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1	疋田 直太郎

株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	似鳥 昭雄
---------	-----------------------	-------

- 3 変更年月日  
令和6年4月3日
- 4 変更理由  
2(1) 大規模小売店舗の名称の変更のため  
2(2) 設置者の変更のため  
2(3) 小売業者の変更のため
- 5 届出の日  
令和6年5月31日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和6年6月11日から同年10月11日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第431号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年6月11日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
Aコープうれしの店  
松阪市嬉野中川新町四丁目156番地
- 2 松阪市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和6年6月11日から同年7月11日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第432号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年6月11日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
JA松阪黒部総合センター  
松阪市東黒部町天神1番地
- 2 松阪市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和6年6月11日から同年7月11日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第433号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の

規定によりいなべ市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年6月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ北勢店  
いなべ市北勢町阿下喜 3325 番地 1 ほか5筆
- 2 いなべ市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和6年6月11日から同年7月11日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

**監査委員告示**

**監査委員告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定に基づき、包括外部監査人が監査の事務を補助させることができる者について、令和6年5月27日に、次のとおり協議が調いました。

令和6年6月11日

三重県監査委員 伊藤 隆  
三重県監査委員 平 畑 武  
三重県監査委員 山 崎 博  
三重県監査委員 伊 賀 恵

当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査事務を補助できる期間

氏名	住所	補助できる期間
岩田 香織	愛知県名古屋市中村区剣町 130 番地の 1	令和6年5月27日から 令和7年3月31日まで
伊藤 貴俊	三重県桑名市長島町松ヶ島 187 番地 1	
工藤 明日美	愛知県名古屋市中村区大曾根の井 1-122-307	
仲 友佳子	愛知県名古屋市中村区大曾根 3 丁目 4 番 14 号ポルト大曾根 406 号	
田中 愛子	岐阜県岐阜市長良 723 番地の 15	
城野 沙織	愛知県名古屋市中村区尾崎山 1 丁目 511 番地の 1	
左近 裕一	愛知県半田市春日町 2 丁目 10 番地	
鍋田 悠介	愛知県名古屋市中村区一社一丁目 69 番地グランドメゾン一社一丁目 904 号	
安藤 祥平	岐阜県土岐市泉西窯町三丁目 44 番地	
山口 麻未	愛知県名古屋市中村区大島町 3 丁目 52 番地 202 号	

**公 告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年12月22日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和6年6月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類

公共測量（路線測量）

2 作業地域

津市牧町、伊勢市小俣町元町、同市一色町、同市二見町西、松阪市嬉野中川町、同市嬉野天花寺町、同市清水町、同市早馬瀬町及び鈴鹿市甲斐町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 6 月 11 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 5 月 27 日	いなべ市員弁町東一色字奥田 3519 ほか 1 筆	桑名市大字江場 1375-2 リュート 202 野々村 隆裕
令和 6 年 5 月 28 日	員弁郡東員町大字大木字大鳥居前 2013-2 ほか 1 筆及び大字八幡新田字八幡裏 319-3	四日市市ときわ 1 丁目 7-14 大和ハウス工業株式会社三重支店 支店長 鈴木 康夫
令和 6 年 5 月 29 日	伊勢市下野町字江川田 181 ほか 2 筆	伊勢市下野町 685 小西 正史
令和 6 年 5 月 29 日	多気郡明和町大字斎宮字北野 3502-1 ほか 2 筆	多気郡明和町大字馬之上 892-5 明松ホーム株式会社 代表取締役 東村 直哉
令和 6 年 5 月 30 日	員弁郡東員町大字長深字西田 864-3	桑名市陽だまりの丘 1 丁目 816 サンフォレスト・ジュリ 202 山内 将斗 桑名市陽だまりの丘 1 丁目 816 サンフォレスト・ジュリ 202 山内 遥菜
令和 6 年 5 月 30 日	員弁郡東員町大字長深字西田 864-1	愛知県春日井市割塚町 70 ソレイユ 201 武田 侑馬 愛知県春日井市割塚町 70 ソレイユ 201 武田 朋実

令和 6 年 3 月 1 日付けで公告しました令和 6 年二級建築士試験及び木造建築士試験の試験場所について、次のとおり変更します。

令和 6 年 6 月 11 日

三重県知事 一見勝之

変更前

2 試験場所

(1) 二級建築士試験

津市栗真町屋町 1577 三重大学

(2) 木造建築士試験

津市栗真町屋町 1577 三重大学

変更後

2 試験場所

(1) 二級建築士試験

津市栗真町屋町 1577 三重大学

(2) 木造建築士試験

津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター

正 誤

令和 2 年 3 月 31 日付け三重県公報号外に登載しました、三重県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則中

ページ 行

9 上から 18～21

票

2	条例第二十七条第二項の届出書の様式は、せり人変更届出書（第十二号様式）とする。
3	条例第二十七条第三項の届出書の様式は、せり人廃止届出書（第十三号様式）とする。

正

3	条例第二十七条第二項の届出書の様式は、せり人変更届出書（第十二号様式）とする。
4	条例第二十七条第三項の届出書の様式は、せり人廃止届出書（第十三号様式）とする。

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---